

募集

望洋台スキー場 パートタイム会計年度任用職員

教育委員会のパートタイム
会計年度任用職員を募集しま
す。

【望洋台スキー場従業員】

■雇用期間

12月中旬～3月中旬

■勤務時間

8時30分～21時00分

■報酬

日給7千225円
(シフト制)

■募集人員

1名

【夜間受付事務員】

■雇用期間

1月中旬～3月中旬

■勤務時間

18時00分～21時00分

■報酬

時給963円

■募集人員

1名

【共通】

■条件

町内在住の健康な方

■申込方法

教育委員会備付けの申込書
に履歴書(写真貼付)を添
えて、海洋センターに提出
してください。

■申込期限

令和5年12月8日(金)

◎申込・問合せ先

社会教育課社会体育係
(海洋センター)

☎59-1216

放課後児童クラブ パートタイム会計年度任用職員

■勤務内容

放課後における小学校児童
の遊び等の活動、指導。

■勤務場所

*文化交流センター2階
放課後児童クラブ室

■雇用期間

*鬼鹿小学校内
放課後児童クラブ室

■採用の日

令和6年3月31日まで

■勤務時間

*月曜日～金曜日
児童の下校時～17時30分

■報酬

時給963円

■募集人数

若干名

■資格等

町内在住の方で

①保育士・社会福祉士又は各

種教諭免許を有する方。

②中学校卒業以上で児童福祉

事業に従事した経験がある
方。

③高等学校卒業以上で子育て

活動等に関わった経験があ
る方。

■申込期限

令和5年12月20日(水)

■申込方法

保健福祉課備付けの申込書
に履歴書(写真貼付)を添え
て、提出してください。

◎申込・問合せ先

保健福祉課福祉係(内線273)

高齢者グループハウス 「やすらぎ荘」会計年度任用 職員(管理人)

■勤務場所

高齢者グループハウス
「やすらぎ荘」

■雇用期間

令和6年1月1日～

■報酬

月額15万7千741円

■募集職種・人数

管理人 1名

■条件

健康かつ世帯で管理人住宅
に入居可能な方。

■その他

勤務時間・業務内容の詳細
については、直接お問合せ
ください。また、管理人住
宅に家賃はかかりません。

■申込期限

令和5年12月20日(水)

■申込方法

保健福祉課備付けの申込書
に履歴書(写真貼付)を添
えて、提出してください。

◎申込・問合せ先

保健福祉課福祉係(内線272)

高齢者グループハウス 「はまなす荘」の入居者募集

■入居資格

小平町に住所を有するお
おむね65歳以上で、介護保
険法に基づく要介護認定申
請において「自立等」と判
定された一人暮らしの方お
よび夫婦のみの世帯で、別
に定める要件を満たす方。

■所在地

小平町字鬼鹿港町287番地の1

■募集室数

3室

■使用料

*居室使用料
月額1万100円

*共有室使用料

1人入居の場合
月額2千円

*2人入居の場合

月額4千円

*居室における光熱水費(電

気料・上下水道料)は、各室
ごとの自費負担となります。

■その他

お申込が募集室数を超えた
際は抽選となる場合がございます。
いますので、予めご了承願
います。

◎申込・問合せ先

保健福祉課福祉係(内線272)

鬼鹿支所 ☎57-1111

達布支所 ☎58-1111

学校給食運搬業務(鬼鹿地 区)の事業者募集

町教育委員会では、令和6
年4月から鬼鹿地区の学校給
食を運搬する事業者を募集い
たします。

業務内容は令和6年4月か
ら令和7年3月までの期間
で、小平共同調理場から鬼鹿
幼稚園・鬼鹿小学校までの給
食の運搬回収を行うもので
す。申込期間は令和5年12月
5日から令和6年1月15日ま
でとし、運送業の資格を有し、
運搬車両を所有する町内事業
者となります。

詳しくは左記までお問合せ
ください。

◎問合せ先

教育委員会管理課総務係
(内線254)

お知らせ

高齢者社会活動等参加 ポイント事業について

▼「令和5年分のポイント交
換受付中」

*交換窓口は、保健福祉課ま
たは各支所です。

*印鑑、ポイントカードを必
ずご持参ください。

*10ポイント(500円分の商品
券)から交換可能です。

[上限100ポイント(5千円分
の商品券)]

*交換期限は令和6年1月
31日(水)です。(この日以降
は交換できません)

■注意事項

*翌年へのポイントの繰越は
できません。

*団体で参加している場合で
も、ポイントの交換は個人
での申請になります。

*町税等に滞納がある場合は、
ポイントの交換はできませ
ん。

▼「令和6年のポイントカー
ド申請について」
(令和5年12月20日～)

*個人登録の場合は、更新の
申請が必要です。

保健福祉課または各支所に
て手続きを行ってください。